

兵庫県公報

令和2年7月14日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	1

告 示

兵庫県告示第780号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和2年7月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 都市計画の種類及び名称
中播都市計画都市高速鉄道
西日本旅客鉄道山陽本線
- 都市計画を変更する土地の区域
姫路市西延末
- 都市計画の案の縦覧期間
令和2年7月14日から同月28日まで
- 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課